平成 31 年度

幼稚園入園申込み・支給認定案内

いの町教育委員会

平成 31 年度いの町立幼稚園児を次のとおり募集します。

入園希望者は、いの町教育委員会の交付する幼稚園利用希望申込書兼支給認定書を受付期間内に提出してください。

入園資格

5 歳児　平成 25 年 4 月 2 日から平成 26 年 4 月 1 日までの出生者。
4 歳児　平成 26 年 4 月 2 日から平成 27 年 4 月 1 日までの出生者。
3 歳児　平成 27 年 4 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日までの出生者。

申込受付日程

施設名	定員	受付日	受付時間	申請受付場所
伊野幼稚園 ☎892-1428	95 名	平成 30 年 12 月 3 日(月) ～12 月 21 日(金) ※土・日・祝を除く。	8：30 ～17：15	教育委員会事務局 ※継続児は伊野幼稚園で受付

※期日を過ぎても定員に達していなければ、受け付けます。

問い合わせ先　　教育委員会事務局(☎893-1922)

入園決定　　平成 31 年 2 月頃(支給認定証と入園許可証は同日通知となります。)

授業料納入について

幼稚園授業料については原則 **口座振替**にてお願いします。(取扱金融機関は下記参照)

口座振替依頼書が届き次第、必要事項に記入・捺印のうえ、**希望される金融機関へ直接提出**してください。すでに口座引き落としをされている方は必要ありません。

■ 取扱金融機関　　四国銀行・高知銀行・百十四銀行・ゆうちょ銀行・郵便局・高知信用金庫・四国労働金庫・コスモス農協・土佐れいほく農協

幼稚園を利用するための「認定」を受けることが必要になります

◎幼稚園の利用にあたっては、認定を受ける必要がありますので、利用申込の際、認定申請も同時に行っていただくこととなります。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満 3 歳以上	**幼稚園希望**	**1 号認定**	**教育認定**	**教育標準時間**	**幼稚園**

幼稚園における利用者負担額

〇幼稚園授業料は、市町村民税所得割額を基準に算定します。

〇父母の前年分の収入で生計を維持できないと判断される場合（生活保護法による年間最低生活費を基準）は、同居している祖父母のいずれかの課税状況を合算して算定します。

※平成 30 年 9 月以降、未婚のひとり親の方につきましては、地方税法上の寡婦とみなしたうえで市町村民税の算定を行うこととなりました。そのため、利用料が変更になる場合がありますので、詳しくはいの町教育委員会事務局へお問い合わせください。

階層	定義	町内幼稚園 利用者負担額	第 2 子	第 3 子
A	生活保護法に基づく被保護世帯	0 円	（年齢制限なし） 0 円	（年齢制限なし） 0 円
B	市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	3,000 円		
C	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	4,400 円		
D	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下		（18 歳未満） 2,200 円	（18 歳未満） 0 円
E	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上			

マイナンバーの記入について

◎新規入園希望の方は、同居の家族全員のマイナンバー記入が必要となります。

～お申込みの際には、下記の３点を必ずお持ちください～

（新規入園希望者のみ）

①本人確認書類（申込書提出者のみ）
②個人番号カードまたは通知カード（家族全員分）
③印鑑
※本人確認書類をお持ちでない場合は申込書の受付ができません。

・本人確認できるもの（官公署発行の顔写真付証明書）
運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード・身体障害者手帳・療育手帳・パスポート・外国人登録証明書

・上記以外の場合は、下記のいずれか２点が必要です
健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書・診察券・キャッシュカード等